

事例番号:360079

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 2 日

20:20 破水のため搬送元分娩機関入院

妊娠 36 週 3 日

6:07- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を認める

15:00 搬送元分娩機関 NICU 満床のため当該分娩機関へ母体搬送で
入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 4 日

2:00 陣痛開始

10:20- 2 時間半分娩進行なく、オキシトシン注射液投与開始

14:09 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 4 日

(2) 出生時体重:2500g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.25、BE -6.4mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 両側水腎症、膀胱拡大

生後 2 日 新生児無呼吸発作、新生児痙攣

(7) 頭部画像所見:

生後 2 日 頭部 MRI において、脳室周囲の白質と大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名

看護スタッフ: 助産師 3 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1 名、小児科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院となる妊娠 36 週 2 日までに生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

(1) B 医療機関において、胎児異常疑いのため当該分娩機関に紹介したことは一般的である。

(2) 当該分娩機関において、胎児疾患疑い(先天性心疾患・泌尿器系疾患)のた

め、搬送元分娩機関に紹介したことは一般的である。

- (3) 搬送元分娩機関における対応(超音波断層法実施、小児科医との情報共有)は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関における妊娠 36 週 2 日、前期破水のための入院時の対応(内診、分娩監視装置装着、バイタルサイン測定、血液検査実施、抗菌薬投与)および前期破水、NICU 満床のため当該分娩機関に母体搬送としたことは、いずれも一般的である。
- (2) 当該分娩機関における入院時の対応(内診、腔鏡診、分娩監視装置装着、バイタルサイン測定、血液検査実施、抗菌薬投与)は一般的である。
- (3) 妊娠 36 週 4 日、陣痛開始後の対応(分娩監視装置装着、内診)は一般的である。
- (4) 2 時間半にわたって分娩進行を認めず、陣痛発作が短いためオキシトシン注射液による陣痛促進としたこと、陣痛促進にあたり文書による説明を行い同意を得たこと、およびオキシトシン注射液投与中に分娩監視装置を連続装着したことは、いずれも一般的である。
- (5) オキシトシン注射液の開始時投与量(5%ブドウ糖液 500mL にオキシトシン注射液 5 単位を溶解したものを 20mL/時間で開始)は基準を満たしていない。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後の対応、および早産児・尿路系疾患疑い・心室中隔欠損症の疑いのため入院管理としたことは、いずれも一般的である。
- (2) 生後 2 日に無呼吸発作が認められ、NICU 入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

- 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
 - (1) 搬送元分娩機関なし。

(2) 当該分娩機関

子宮収縮薬(オキシシン注射液)については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が望まれる。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経系障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。